

(10)市たばこ税に関する概要

区分	平成25年度	対前年比	平成26年度	対前年比	平成27年度	対前年比	平成28年度	対前年比	平成29年度	対前年比
たばこ売上本数	107,062,177 本	本数で 0.41%減	104,320,219 本	本数で 2.56%減	103,463,420 本	本数で 0.82%減	99,516,694 本	本数で 3.81%減	92,437,284 本	本数で 7.11%減
税額	547,621 千円		538,688 千円		533,641 千円		514,738 千円		480,329 千円	

注)平成元年度税制改正により、市たばこ消費税と電気税が廃止となり、市たばこ税のみとなる。
(税率)従量制となり1,000本につき1,997円
平成9年度から1,000本につき2,434円

平成15年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき2,977円
旧3級品1,000本につき1,412円

平成18年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき3,298円
旧3級品1,000本につき1,564円

平成22年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき4,618円
旧3級品1,000本につき2,190円

平成23年度税制改正により(平成25年4月実施)
旧3級品以外1,000本につき5,262円
旧3級品1,000本につき2,495円

平成27年度及び平成30年度税制改正により、平成28年4月から33年10月まで旧3級品の税率が下記のとおり改正される。

	平成28年4月1日から	平成29年4月1日から	平成30年4月1日から	平成30年10月1日から	平成31年10月1日から	平成32年10月1日から	平成33年10月1日から
旧3級品以外1,000本につき	5,262円(改正なし)	5,262円(改正なし)	5,262円(改正なし)	5,692円	5,692円(改正なし)	6,122円	6,552円
旧3級品1,000本につき	2,925円	3,355円	4,000円	4,000円(改正なし)	5,692円	6,122円	6,552円

平成30年度税制改正により加熱式たばこの課税方式が次のとおり見直しされる。

- 改正後の加熱式たばこの換算方法(課税区分は「加熱式たばこ」に分類)
 - 重量:加熱式たばこ0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算
 - 価格:加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの1本の金額(約20円)に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算

紙巻・フィルター・葉たばこ・溶液(ブルームテックでも溶液の除外なし)

0.4g

+

加熱式たばこ1箱あたりの小売価格

紙巻たばこ1本当たりの平均価格

×
×

0.5本
0.5本

改正時期	現行の換算方法	改正後の換算方法
平成30年9月30日まで	現行の換算方本数 × 1.0	-
平成30年10月1日	現行の換算方本数 × 0.8	新換算方本数 × 0.2
平成31年10月1日	現行の換算方本数 × 0.6	新換算方本数 × 0.4
平成32年10月1日	現行の換算方本数 × 0.4	新換算方本数 × 0.6
平成33年10月1日	現行の換算方本数 × 0.2	新換算方本数 × 0.8
平成34年10月1日	-	新換算方本数 × 1.0

1箱	現行のたばこ税 (H30.9.30まで)	課税割合	改正後たばこ税 (H34.10.1以降)
紙巻たばこ	244.88円	55.7%	約300円
アイコス	192.20円	41.8%	約270円
グロー	119.98円	28.6%	約220円
ブルーム・テック	34.28円	7.5%	約210円